

前橋都市計画事業六供土地区画整理事業施行規程等の改正について（議案
第136号）

市街地整備課・区画整理課

1 改正の理由

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による土地区画整理法施行令の改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 内容

次の条例の清算金の分割徴収又は分割交付に係る規定において、清算金に付すべき利子の利率を換地処分公告があった日の翌日における法定利率に改める。

- (1) 前橋都市計画事業六供土地区画整理事業施行規程
- (2) 前橋都市計画事業駒形第一土地区画整理事業施行規程
- (3) 前橋都市計画事業松並木土地区画整理事業施行規程
- (4) 前橋都市計画事業二中地区（第三）土地区画整理事業施行規程
- (5) 前橋都市計画事業元総社蒼海土地区画整理事業施行規程
- (6) 前橋都市計画事業二中地区（第一）土地区画整理事業施行規程
- (7) 前橋市富士見都市計画事業小暮土地区画整理事業施行規程
- (8) 前橋都市計画事業文京町四丁目土地区画整理事業施行規程
- (9) 前橋都市計画事業千代田町三丁目土地区画整理事業施行規程
- (10) 前橋都市計画事業新前橋駅前第三土地区画整理事業施行規程
- (11) 前橋都市計画事業西部第一落合土地区画整理事業施行規程

3 施行期日

公布の日